

山梨県公報

第二千四百五十五号

平成二十六年

十月九日

木曜日

目次

告示

- 保安林の指定施業要件の変更予定(三件)……………六〇一
- 道路の区域変更(二件)……………六〇二
- 道路の供用開始……………六〇三
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………六〇三
- 平成二十六年度准看護師試験の実施……………六〇四
- 大規模小売店舗の新設に関する届出(二件)……………六〇四
- 大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………六〇六
- 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出……………六〇六
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………六〇七
- 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………六〇八
- 職業訓練指導員試験の実施……………六〇八
- 土地改良区役員の退任及び就任……………六一〇
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し……………六一三
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………六一三
- 落札者等の決定について……………六一三
- その他……………六一四
- 審理の開始……………六一四

告示

山梨県告示第二百八十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年十月九日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡富士川町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年十月九日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡富士川町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、南巨摩郡富士川町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

富士川町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、富士川町(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成二十六年十月九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡富士川町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施設要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
富士川町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十六年十月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡早川町保字大上双里早川左岸堤防敷地先 南巨摩郡早川町保字小家川原一六四七番の 一―地先まで	一三・二〇 三九・七	八・一〇 一一・三	一一・三	一二九・七

山梨県告示第二百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十六年十月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 光子沢大野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町清子字天神三四五番の一地先から 南巨摩郡身延町清子字天神三四四番の六地先まで	一一・三〇 二四・〇	九・五〇 一一・二二	一一・三〇	二二三・五

南巨摩郡身延町清子字門原一七二番の一地 先から		旧	一四・一〇 二二・五	二六・四
南巨摩郡身延町清子字門原一六八番の一地 先まで		新	二二・七〇 二七・五	二六・四

山梨県告示第二百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十六年十月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月九日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	市川三郷身 延線	西八代郡市川三郷町鴨狩津向字 中三沢二六番の一地先から 西八代郡市川三郷町鴨狩津向字 中三沢一一二番の一地先まで	四六・八	平成二十六年十月十四日	

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の指定居宅サービス事業者等として、次のとおり指定した。

山梨県知事 横内 正明

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
中沢 司	株式会社中沢 薬局南本店	山梨県南巨摩郡南部 町南部八千三十四番	介護予防居宅療 養管理指導（み）	平成二十六年八月一日

伊藤 里美	いとう眼科ク リニック	山梨県甲斐市大下条 千六百番地八	介護予防居宅療 養管理指導（み なし） 介護予 防通所リハビリ テーション（み なし） 介護予 防訪問看護（み なし） 居宅療	平成二十六年八月二十 五日
社会福祉法人 正寿福祉会	ふる里ホーム 玉穂げんき村	山梨県中央市乙黒二 百三十五番地一	介護予防短期入 所生活介護 短 期入所生活介護	平成二十六年八月十五 日
株式会社甲斐 の国たいせつ	デイサービス センター鶴千 亀万花	山梨県甲斐市朝氣三 丁目十五番二十一号	介護予防通所介 護 通所介護	平成二十六年八月九日
株式会社IM AZU	レッツ倶楽部 石和	山梨県笛吹市石和町 駅前十四番地七	介護予防通所介 護 通所介護	同
社会福祉法人 シアンドシ ー福祉会	パティオ蓬沢 ショートステ イ	山梨県甲斐市蓬沢一 丁目七番三十五号	介護予防短期入 所生活介護 短 期入所生活介護	同
医療法人望月 会	シヨートステ イわか柳	山梨県甲斐市山宮町 三千二百九十四番地 三	介護予防短期入 所生活介護 短 期入所生活介護	同
社会福祉法人 大寿会	快晴苑居宅介 護支援事業所	山梨県甲斐市大津町 三百三十三番地	居宅介護支援	同
地一			なし） 居宅療 養管理指導（み なし）	

有限会社入山 小林商店	リハビリ特化 型デイサービ スみどりの杜 ながさか	山梨県北杜市長坂町 長坂上条四百三十六 番地四	養管理指導（み なし） 通所リ ハビリテーショ ン（みなし） 訪問リハビリテ ーション（みな し） 訪問看護 （みなし）	同
----------------	------------------------------------	-------------------------------	---	---

● 平成二十六年山梨県准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成二十六年山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十六年十月九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 試験日時
平成二十七年二月二十二日（日）午後一時から午後三時三十分まで
- 二 試験場所
甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学池田キャンパス
- 三 試験方法
筆記試験
- 四 試験科目
保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十三条に規定する科目
- 五 受験資格
保健師助産師看護師法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。
- 六 提出書類
1 受験願書
2 履歴書
3 受験資格を有することを証明する書類

- 4 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦六センチメートル、横四センチメートル、裏側に撮影年月日及び氏名を記載したものの）一枚
- 七 受験手数料
六千九百円（受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。）
- 八 受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

八 受験願書の配布期間及び配布場所

- 1 配布期間 平成二十六年十一月十日（月）から同月二十日（木）までの山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して、百二十円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（角型二号）を同封し、山梨県福祉保健部医務課看護担当宛てに同月二十日（木）までに送付すること。

九 配布場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県福祉保健部医務課看護担当

九 受験願書の提出先、提出方法及び受付期間

- 1 提出先 八の2に掲げる場所
- 2 提出方法 持参し、又は簡易書留により郵送すること。
- 3 受付期間 平成二十六年十二月十六日（火）及び同月十七日（水）の各日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による受付を希望する場合は、同月十六日（火）又は同月十七日（水）の消印のあるものを有効とする。

十 その他

詳細については、山梨県福祉保健部医務課看護担当（電話〇五五―二三―一四八四）に問い合わせること。

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十七年二月九日まで縦覧に供する。

平成二十六年十月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者

- 1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二
住所

2 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 オギノ下石田店

(二) 所在地 山梨県甲府市国母一丁目七百七十八番外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(一) 名称及び代表者の氏名 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二

(二) 住所 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号

3 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十七年四月二十日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千四百四十六平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 百十八台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 二十三台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 四十七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 五十七立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(1) 開店時刻 午前九時

(2) 閉店時刻 午後九時四十五分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 二箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

三 届出年月日

平成二十六年八月十九日

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十七年二月九日まで縦覧に供する。

平成二十六年十月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸

2 住所

東京都台東区上野七丁目十四番四号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 オギノ上今井店

(二) 所在地 山梨県甲府市上今井町七百六十九番外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(一) 名称及び代表者の氏名 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二

(二) 住所 山梨県甲府市徳行一丁目二番十八号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年四月二十日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千七百八十七平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 収容台数 八十二台

- (二) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 三十台

- (三) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 面積 十九平方メートル

- (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 容量 五十立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (1) 開店時刻 午前九時
 - (2) 閉店時刻 午後九時四十五分
 - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前八時三十分から午後十時まで
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (1) 数 二箇所
 - (2) 位置 届出の図面のとおり
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日
平成二十六年八月十九日

● 大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十七年二月九日まで縦覧に供する。

平成二十六年十月九日

一 届出者

- 1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

山梨県知事 横 内 正 明

- 2 住所
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (一) 名称 ザ・ビッグ甲府和戸店
- (二) 所在地 山梨県甲府市和戸町字芝原五百三十九番地外
- 2 変更した事項
 - (一) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
プラスバリュー和戸店	ザ・ビッグ甲府和戸店

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	変更後の住所
マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治	静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一

3 変更の年月日

- 平成二十六年六月三十日
- 届出年月日
平成二十六年八月七日

● 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十七年二月九日まで縦覧に供する。

平成二十六年十月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾啓治

2 住所

静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 ザ・ビッグ甲府和戸店

(二) 所在地 山梨県甲府市和戸町字芝原五百三十九番地外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 五十九台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 八十七台
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後九時四十五分
来客が駐車場を利用できる時間帯	午前八時三十分から午後九時三十分まで	午前六時三十分から午後十時まで

3 変更する年月日

平成二十六年九月十九日

三 届出年月日

平成二十六年八月八日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十七年二月九日まで縦覧に供する。

平成二十六年十月九日

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹

2 住所

山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 くろがねやスーパーデポ韮崎店

(二) 所在地 山梨県韮崎市藤井町南下条字下河原百五十二番地外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	一 株式会社くろがねや 1 開店時刻 午前九時 2 閉店時刻 午後八時 二 ベストスポーツ 1 開店時刻 午前九時 2 閉店時刻 午後八時 三 ベにや 1 開店時刻 午前九時 2 閉店時刻 午後八時 四 株式会社やまと 1 開店時刻 午前九時 2 閉店時刻 午後八時	一 株式会社くろがねや 1 開店時刻 午前九時 2 閉店時刻 午後八時 二 ベストスポーツ 1 開店時刻 午前九時 2 閉店時刻 午後八時 三 ベにや 1 開店時刻 午前九時 2 閉店時刻 午後八時 四 マックスバリュ東海株式会社 1 開店時刻 午前七時 2 閉店時刻 午後九時四十五分
来客が駐車場を利用できる時間帯	午前八時三十分から午後八時三十分まで	午前六時三十分から午後十時まで

3 変更する年月日

平成二十六年九月五日

三 届出年月日

山梨県知事 横内正明

平成二十六年八月十九日

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により富士河口湖町から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年十一月十日まで縦覧に供する。

平成二十六年十月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 フォレストモール富士河口湖

2 所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町小立字白木四千二百八十六番一外

二 届出の内容及び公告日

1 内容 変更

2 公告日 平成二十六年五月十五日

三 意見の概要

安全で円滑な交通の確保への対応

● 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成二十六年十月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験を実施する職種及び試験科目

1 次の職種について学科試験を行う。
 機械科、電子科及び建築科

2 試験の科目は、次のとおりとする。

機械科	免許	学 科 試 験 の 科 目
	職種	
1 系基礎学科 機械工学（機械要素及び機構と運動）	関 連 学 科	一 職業訓練原理 二 教科指導法

建築科	電子科	
<p>一 系基礎学科</p> <p>1 建築工学（構造力学、建築構造、建築施工、測量、建築製図及び関係法規）</p> <p>2 安全衛生（安全管理及び衛生管理）</p> <p>二 専攻学科</p> <p>1 建築設計（建築設計、設備設計及び建築計画）</p>	<p>一 系基礎学科</p> <p>1 電気理論（電気磁気学並びに直流及び交流理論）</p> <p>2 電子工学（デジタル回路、アナログ回路、半導体工学及び測定法）</p> <p>3 電気・電子機器（電気機器及び電子機器）</p> <p>4 材料（電気材料及び電子部品）</p> <p>5 安全衛生（安全管理及び衛生管理）</p> <p>二 専攻学科</p> <p>1 通信工学（情報理論、通信システム方式、伝送工学及び通信処理）</p> <p>2 機器設備（端末設備、伝送交換設備及びネットワーク）</p> <p>3 制御工学（制御理論、数値制御及びコンピュータ制御）</p> <p>4 工作法（電子回路の設計並びに電子機器の組立て、修理及び調整法）</p>	<p>2 材料（材料力学、金属材料、非金属材料並びに潤滑油及び切削剤）</p> <p>3 工作法（NC加工法、機械工作法、治具及び工具）</p> <p>4 測定法（測定及び試験機器、測定法、形状測定並びに材料試験）</p> <p>5 安全衛生（安全管理及び衛生管理）</p> <p>二 専攻学科</p> <p>1 加工法（切削加工法、研削加工法、金型工作法及び精密加工法）</p> <p>2 機械製図（機械製図法、機械設計法及びテクニカルイラストレーション）</p> <p>三 訓練生の心理生活指導</p> <p>四 職業訓練関係法規</p>

- 2 施工法（建築施工法、建築工事、規く術、木材工作法並びに仕様及び積算）
- 3 材料（建築用材料）

3 前記以外の職種についても、一級の技能検定若しくは単一等級の技能検定に合格した者又は他の法令による資格取得者であつて、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除されるものに対して、指導方法のみの試験を行う。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

(一) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者

(二) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者

2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

(一) 成年被後見人又は被保佐人

(二) 禁錮以上の刑に処せられた者

(三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

三 試験の免除

実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。

全職種共通	免除を受けることができる者	免除の範囲
免除職種に關し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者（電子回路接続及びバルコニー施工の技能検定に合格した者を除く。）	実技試験の全部	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免除職種に關し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部	実技試験の全部及び学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科
職業訓練指導員免許を受けた者	実技試験の全部	実技試験の全部及び学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科

と同一の系基礎学科に限る。）

実技試験の全部

学科試験のうち指導方法

学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科

学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）

学科試験のうち関連学科

学科試験のうち関連学科

学科試験のうち関連学科

省令別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる試験

四 試験の日時及び場所

省令別表第十一の三に掲げる免許職種	省令別表第十一の三の免除職種に關し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	免除職種に關し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科に合格した者	職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	免除職種に關し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	免除職種に關し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学又は同法第一百五十五条に規定する高等専門学校において免許職種に關する学科を修めて卒業した者	省令別表第十一の三の免除職種に關し、同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる試験

- 1 日時 平成二十七年一月二十三日(金) 午前九時
- 2 場所 甲州市塩山上於曾千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校塩山キャンパス
- 5 受験手続

1 受験申請書類

職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、身分証明書、写真二枚(申請日前六月以内に撮影した正面脱帽、上半身像で縦四センチメートル、横三センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票(控)に貼り付けること。)及び受験資格を有することを証明する書類

2 試験の免除申請

試験の免除を受けようとする者は、三の表に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。

3 申請書類の提出先

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県産業労働部産業人材課(郵送により受験申請をする場合は、必ず書留郵便とすること。)

4 申請書類の受付期間

平成二十六年十一月四日(火)から同月二十一日(金)の山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分まで。ただし、郵送の場合は同月二十一日(金)までの消印のあるものを有効とする。

5 受験手数料

三千百円(職業訓練指導員試験受験申請書に、三千百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。)

受験手数料は、申請を取り消し、又は受験をしなかった場合でも、還付しない。

6 受験票の交付

受験申請を受け付けた後、その内容を審査の上、受験資格を有すると認められる者に受験票を交付する。

六 可否判定の基準

- 1 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科の全てについて満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。
- 2 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合(1に該当する場合を除く。)は、指導方法に限り合格とする。
- 3 学科試験のうち、系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目の全てについて満点の五割以上の得点がある場合(1に該

当する場合を除く。)は、当該学科に限り合格とする。

七 合格発表

平成二十七年二月十六日(月) 午前十時に山梨県庁東側掲示板(スクランブル交差点脇)及び山梨県ホームページに合格者及び一部合格者の受験番号を掲示するとともに受験者に可否を書面で通知する。

八 その他

- 1 職業訓練指導員試験受験案内及び申請書用紙は、山梨県産業労働部産業人材課、山梨県立産業技術短期大学校、山梨県立峡南高等技術専門校及び山梨県立就業支援センターにおいて配布する。
- 2 受験に関する注意事項(集合時刻、携帯品等)は、後日受験票をもって通知する。
- 3 試験についての不明な点は、山梨県産業労働部産業人材課(甲府市丸の内一丁目六番一号(電話〇五五―二三三―一五六六))に問い合わせること。

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十六年十月九日

山梨県知事 横内 正明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事長	望月 清賢	山梨市南一四〇一番地	平成二十六年九月九日
副理事長	倉嶋 清次	笛吹市一宮町千米寺 一〇一四番地―一	同
同	田辺 篤	甲州市塩山下於曾 一二四〇番地	同
理事	宮島 雅展	甲府市寿町二〇番五号	同
同	田中 久雄	中央市東花輪 一八七九番地―一	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
中村 正彦	石原 俊夫	岡 三郎	山本 武志	渡邊 祐夫	鶴田 佳則	日原 隆	関口 和幸	三森 直尚	平塚 義	古屋 匡三	萩原 孟一	土屋 菊雄	久保 眞一	
笛吹市御坂町井之上 一三二一番地	笛吹市石和町中川七三三番地	笛吹市春日居町別田七七番地	笛吹市春日居町鎮目 七四七番地一	山梨市牧丘町袖口六六九番地	山梨市牧丘町倉科 四八三八番地	山梨市東二二六二番地	山梨市上岩下六三四番地	甲州市勝沼町菱山 一一九八番地	甲州市勝沼町勝沼 三二四六番地内二	甲州市勝沼町上岩崎 三四八番地	甲州市塩山中萩原 二八五七番地	甲州市塩山三日市場 三三四二番地	西八代郡市川三郷町 市川大門九二三番地	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
横田 達夫	三神 貞雄	有泉 喜弘	小沢 治	池谷 陸雄	田中 良彦	深澤 照彦	小林 仁	内藤 武寛	鈴木 一仁	雨宮 孝一	小林 嶺生	小野 勝	河野 徳道	浅川 朝世
甲府市愛宕町一六二番地	西八代郡市川三郷町大塚 四二〇四番地	中央市大鳥居一四五番地	中央市木原八六九番地	甲府市中畑町七〇一番地	甲府市右左口町三五〇番地	笛吹市境川町小山 六六六番地一二	笛吹市境川町藤笠 四六七一番地一	笛吹市八代町増利 一九一九番地	笛吹市八代町北一八三七番地	笛吹市一宮町田中四一四番地	笛吹市一宮町中尾 一一〇七番地	笛吹市一宮町塩田四四一番地	笛吹市御坂町金川原 一三九五番地	笛吹市御坂町二之宮 一五〇七番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 就任

同	同	同	同	同	同	同	理事	同	副理事長	理事長	役職名	同	同	
平塚 義	中山 仁	萩原 孟一	土屋 菊雄	久保 眞一	田中 久雄	宮島 雅展	田辺 篤	倉嶋 清次	望月 清賢	氏名	住 所	中村 善次	監事 廣瀬 正治	
甲州市勝沼町勝沼 三三四六番地内二	甲州市勝沼町休息 一〇二五番地内一	甲州市塩山中萩原 二八五七番地	甲州市塩山三日市場 三三四二番地	西八代郡市川三郷町 市川大門九二三番地	中央市東花輪 一八七九番地一	甲府市寿町二〇番五号	甲州市塩山下於曾 一二四〇番地	笛吹市一宮町千米寺 一〇一四番地一	山梨市南一四〇一番地	就任年月日	笛吹市一宮町新巻五〇五番地	同	甲州市塩山下粟生野 一三七番地	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成二十六年九月十日					

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鈴木 一仁	雨宮 孝一	小林 嶺生	小野 勝	中村 正彦	芹澤 桂	長沼 義人	藤原 保	丸山 幹夫	山本 武志	古屋 捷朗	三枝 一雄	堀内 秀光	関口 和幸	三森 直尚
笛吹市八代町北一八三七番地	笛吹市一宮町田中四一四番地	笛吹市一宮町中尾 一一〇七番地	笛吹市一宮町塩田四四一番地	笛吹市御坂町井之上 一三二一番地	笛吹市御坂町蕎麦塚 五六一番地	笛吹市御坂町井之上 一五二五番地一	笛吹市石和町中川八三九番地	笛吹市春日居町別田二二番地	笛吹市春日居町鎮目 七四七番地一	山梨市牧丘町窪平七五五番地	山梨市牧丘町倉科 七一一六番地	山梨市堀内一八七四番地	山梨市上岩下六三四番地	甲州市勝沼町菱山 一一九八番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	橘田 修一	笛吹市八代町米倉 一四番地一	同
同	宮川 一英	笛吹市境川町小黒坂 一二七番地	同
同	岩澤 重信	笛吹市境川町藤笠 四七二六番地	同
同	池谷 陸雄	甲府市中畑町七〇一番地	同
同	米永 健治	甲府市右左口町三八四番地	同
同	大沼 芳樹	中央市浅利二三九〇番地	同
同	石原 有亨	中央市関原八四九番地	同
同	塩島 先一	西八代郡市川三郷町大塚 四三七二番地	同
同	横田 達夫	甲府市愛宕町一六二番地	同
監事	廣瀬 正治	甲州市塩山下粟生野 一三七番地	同
同	前島 敏彦	笛吹市一宮町東新居 一四一四番地	同

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十六年十月九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年九月一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社平野工務店

- 2 主たる営業所の所在地 甲斐市竜地字池久保四千三百二十三番地一
- 3 代表者の氏名 平野正幸
- 3 許可番号 山梨県知事許可（般一四）第七一二四号
- 四 処分の内容 土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、
、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、し
ゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工
事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消
し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年八月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃
止した旨の届出があった。

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成二十六年十月九日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県知事 横 内 正 明
中巨摩郡昭和町西条字才神一一の三の一部、一二の一の一部、一二の三、一二の四、
一二の五、一二の六の一部、一二の九、一二の一〇、一四の一及び一四の三の一部の
区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び昭和町役場
に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町西条四千二百十四番 有限会社堀之内 代表取締役 堀之内 睦男

公安委員会

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年十月九日

山梨県警察本部長 飯利雄彦

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 自動暗号化ソフトウェア

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県警察本部警務部情報管理課

(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成二十六年八月二十五日

四 落札者の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社 西東京支店長 飯嶋武

(二) 住所 東京都立川市曙町二丁目二十番五号

五 落札金額 五千三百五十七万六千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十六年八月十四日

その他

● 審理の開始

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十六条の規定による審理を次のとおり開始する。

平成二十六年十月九日

山梨県収用委員会

一 審理 I

1 起業者名称

国土交通大臣

2 収用事件名

高速自動車国道中部横断自動車道新設工事(山梨県南巨摩郡南部町福土字坂下地内から同県西八代郡市川三郷町宮原字御領戸地内まで)並びにこれに伴う町道

二 審理 II

及び農業用道路付替工事

3 審理の期日

平成二十六年十一月六日(木) 午後一時三十分から

4 審理の場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館二〇一会議室

1 起業者名称

国土交通大臣

2 収用事件名

高速自動車国道中部横断自動車道新設工事(山梨県南巨摩郡南部町福土字坂下地内から同県西八代郡市川三郷町宮原字御領戸地内まで)並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事

3 審理の期日

平成二十六年十一月六日(木) 午後三時から

4 審理の場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館二〇一会議室